

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成30年4月12日(2018.4.12)

【公表番号】特表2017-511387(P2017-511387A)

【公表日】平成29年4月20日(2017.4.20)

【年通号数】公開・登録公報2017-016

【出願番号】特願2017-506619(P2017-506619)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/365 (2006.01)

A 6 1 K 31/201 (2006.01)

A 6 1 K 31/202 (2006.01)

A 6 1 P 3/00 (2006.01)

A 6 1 P 25/00 (2006.01)

C 0 7 D 323/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/365

A 6 1 K 31/201

A 6 1 K 31/202

A 6 1 P 3/00

A 6 1 P 25/00

C 0 7 D 323/00

【手続補正書】

【提出日】平成30年2月28日(2018.2.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プロテインキナーゼC(PKC)活性化剤を含む、脂質蓄積障害の治療における使用のための薬学的組成物であって、該PKC活性化剤が、ブリオスタチン、ブリオログ、または多価不飽和脂肪酸である、薬学的組成物。

【請求項2】

ブリオスタチンが、ブリオスタチン1、ブリオスタチン2、ブリオスタチン3、ブリオスタチン4、ブリオスタチン5、ブリオスタチン6、ブリオスタチン7、ブリオスタチン8、ブリオスタチン9、ブリオスタチン10、ブリオスタチン11、ブリオスタチン12、ブリオスタチン13、ブリオスタチン14、ブリオスタチン15、ブリオスタチン16、ブリオスタチン17、ブリオスタチン18、ブリオスタチン19、およびブリオスタチンより選択される、請求項1記載の薬学的組成物。

【請求項3】

脂質蓄積障害が、ニーマン・ピック病である、請求項1または2記載の薬学的組成物。

【請求項4】

ニーマン・ピック病が、ニーマン・ピック病C型である、請求項3記載の薬学的組成物。

。

【請求項5】

PKC活性化剤が、薬学的有効量で投与されるように用いられる、請求項1～4のいずれか一項記載の薬学的組成物。

【請求項 6】

薬学的有効量が投薬あたり 0.000001 mg / kg ~ 250 mg / kg である、請求項 5 記載の薬学的組成物。

【請求項 7】

薬学的有効量が投薬あたり 0.00001 mg / kg ~ 5.0 mg / kg である、請求項 5 記載の薬学的組成物。

【請求項 8】

ブリオスタチンが、ブリオスタチン 1 である、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項記載の薬学的組成物。

【請求項 9】

ブリオスタチン 1 が 0.01 ~ 25 µg / m² IV の用量で投与されるように用いられる、請求項 8 記載の薬学的組成物。

【請求項 10】

PKC 活性化剤が、経口で、腹腔内に、皮下に、鼻腔内に、口腔に、経皮的に、筋肉内に、直腸内に、静脈内に、または経口吸入によって投与されるように用いられる、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項記載の薬学的組成物。

【請求項 11】

PKC 活性化剤が、1日あたり 1 ~ 4 回、1週間に 2 回、1週間に 1 回、2週間にごとに 1 回、3週間にごとに 1 回、4週間にごとに 1 回、6週間にごとに 1 回、8週間にごとに 1 回、またはさらに低い頻度で投与されるように用いられる、請求項 1 ~ 10 のいずれか一項記載の薬学的組成物。

【請求項 12】

ブリオスタチン 1 を含む、脂質蓄積障害の治療における使用のための薬学的組成物。

【請求項 13】

ブリオスタチン 1 を含む、ニーマン・ピック病 C 型の治療における使用のための薬学的組成物。

【請求項 14】

ブリオスタチン 1 が、薬学的有効量で投与されるように用いられる、請求項 12 または 13 記載の薬学的組成物。

【請求項 15】

薬学的有効量が投薬あたり 0.000001 mg / kg ~ 250 mg / kg である、請求項 14 記載の薬学的組成物。

【請求項 16】

薬学的有効量が投薬あたり 0.00001 mg / kg ~ 5.0 mg / kg である、請求項 14 記載の薬学的組成物。

【請求項 17】

ブリオスタチン 1 が 0.01 ~ 25 µg / m² IV の用量で投与されるように用いられる、請求項 12 ~ 16 のいずれか一項記載の薬学的組成物。

【請求項 18】

ブリオスタチン 1 が、経口で、腹腔内に、皮下に、鼻腔内に、口腔に、経皮的に、筋肉内に、直腸内に、静脈内に、または経口吸入によって投与されるように用いられる、請求項 12 ~ 16 のいずれか一項記載の薬学的組成物。

【請求項 19】

ブリオスタチン 1 が、1日あたり 1 ~ 4 回、1週間に 2 回、1週間に 1 回、2週間にごとに 1 回、3週間にごとに 1 回、4週間にごとに 1 回、6週間にごとに 1 回、8週間にごとに 1 回、またはさらに低い頻度で投与されるように用いられる、請求項 12 ~ 18 のいずれか一項記載の薬学的組成物。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 3】

[本発明1001]

ニーマン・ピック病C型の治療における使用のための、薬学的有効量のブリオスタチン1

[本発明1002]

ニーマン・ピック病C型または脂質蓄積障害の治療における使用のための、薬学的有効量のブリオスタチン1～20、ブリオログ、多価不飽和脂肪酸、またはそれらの組み合わせ

[本発明1003]

薬学的有効量が投薬あたり約0.0000001mg/kg～約250mg/kgである、本発明1001または1002の方法。

[本発明1004]

薬学的有効量が投薬あたり約0.00001mg/kg～約5.0mg/kgである、本発明1001または1002の方法。

[本発明1005]

薬学的有効量のブリオスタチン1が0.01～25 μg/m² IVの用量で提供される、本発明1001の方法。

本開示の特徴および利点は、後に続く態様についての説明を読めば、当業者に容易に明らかであろう。